

物品売買単価契約書（案）

令和 年 月 日

甲 契約担当者 住 所 秋田県横手市旭川一丁目3番41号
氏 名 秋田県平鹿地域振興局長 高島 知行

乙 契 約 者 住 所
商号又は名称
氏 名

次の物件の売買について、秋田県財務規則を遵守のうえ契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

1 物品名、規格品質、購入予定数量及び単価

物 品 名	規格・品質	購入予定数量	単位	1 リットル当たりの契約単価
凍結抑制剤 (液体塩化カルシウム)	塩化カルシウムを35%以上含んだ水溶液	27,000	L	円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

2 納 入 期 日 甲が指定する日

3 納 入 場 所 甲が指定する場所

4 契 約 期 間 契約を締結した日から令和9年3月31日

5 契 約 保 証 金 秋田県財務規則第177条から第178条の規定による

6 特別契約事項 次のとおり

(納入及び検査)

- 第1条 乙は、契約期間中甲の発行する発注票に基づき、その都度甲が指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合、乙は、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、物品の納入を受けたときは、直ちに乙の職員立ち会いのもとに検査を行い、検査に合格したときは、甲はその引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

- 第2条 甲は、物品の引渡しを受けた後において、乙から一定期間毎にまとめた適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- 2 甲は、必要があるときは、乙に交付した発注票を、前項の支払請求書に添付させることができる。

(危険負担)

- 第3条 第1条第2項の引渡し前に生じた物品についての損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は甲の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第4条 乙は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下、「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りではない。
- 2 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、甲がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前2項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(条件の変更)

- 第5条 甲及び乙は、この契約の締結後、物価の急激な変動その他の理由により契約内容の変更を要すると認めたときは、この契約の条件の変更を申し入れすることができる。
- 2 この契約による購入予定数量と実際の購入数量が大幅に乖離しても、甲又は乙は契約単価の変更を申し出ることは出来ない。

(履行遅滞)

- 第6条 乙は、発注票の指示のとおりに入荷できないときは、甲にその旨を申し出て、その承認を得なければならない。
- 2 前項の場合において、甲がその旨を承認したときは、その理由が乙の責めに帰す場合には、次の計算により得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{違約金} = \text{延滞に係る金額} \times \text{延滞日数} \times 3.0\% \div 365$$

- 3 甲は、甲に帰すべき理由により第2条第1項の期間内にその代金を支払わない場合には、前項による計算により得た額を違約金として乙に支払うものとする。

(権利又は義務の譲渡)

- 第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(解除)

- 第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- (1) 乙の責めに帰す理由により契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
 - (3) 乙から契約解除の申し出があったとき。
 - (4) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は解除相当部分に対する100分の10に相当する額を賠償金として甲に支払わなければならない。この場合において、乙が契約保証金を納付している場合には、その契約保証金の全部又は一部を賠償金に充てるものとする。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

2 物品の納入及び検査に要する費用（検査の結果、不合格となった物品の引き取り等に要する費用を含む。）は、すべて乙が負担する。

(信義則)

第10条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。